

## 五條市、五條市教育委員会、奈良県立五條高等学校及び奈良県教育委員会 における地域連携の推進に関する協定書（案）

### （目的）

第1条 五條市、五條市教育委員会（以下「市教委」という。）、奈良県立五條高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）は、相互に連携又は協力して、市の活性化及び五條市立学校園と高校における教育・保育活動の充実に資することを目的とする。

### （連携及び協力する事項）

第2条 五條市、市教委、高校及び県教委（以下「協定締結者」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携又は協力をする。

- （1）地域づくりに関すること。
- （2）文化・スポーツ振興に関すること。
- （3）教育・保育の充実に関すること。
- （4）その他、前条の目的に関すること。

2 前項の連携又は協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、協定締結者が協議の上、別途定める。

### （協定の期間）

第3条 連携に関する協定（以下「本協定」という。）は、協定締結日より発効し、令和7年3月31日まで有効とする。

2 有効期間終了の30日前までに、協定締結者のいずれかから、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 本協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、本協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

### （変更及び解除）

第5条 協定締結者のいずれかが本協定の変更又は解除を申し出たときは、協定締結者が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定締結者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

奈良県五條市岡口1丁目3番1号  
五條市

五條市長

奈良県五條市岡口1丁目3番1号  
五條市教育委員会

教育長

奈良県五條市岡町1428番地  
奈良県立五條高等学校

校長

奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県教育委員会

教育長

## 1 教科等の学習に関する連携

### (1) 教員交流の促進

- ・校種間の授業研究等の実施 → 経験の浅い教員の指導力向上や生徒理解促進
- ・検定(英検・漢検等) 取得やコンテスト等に向けた共同学習会の実施 → 校種間の生徒交流によるモチベーションUP
- ・得意とする分野での相互指導・・・体力向上、部活動(サッカー、柔道等)等

## 2 生徒会活動等に関する連携

### (1) 生徒の派遣

- ・市内小学校、中学校における運動会、体育大会への運営補助・・・各小中学校の卒業生を中心に派遣
- ・市関係行事(文化祭、秋祭り天平行列等)への参加
- ・五條市子育て支援センターでのボランティア活動(運動遊び、読み聞かせ等)への参加
- ・五條市まちなかにぎわい交流推進プロジェクトチームへの参画、ふるさとCM大賞NARAへの参加  
・・・新庁舎移転に伴う跡地活用、市街地活性化・にぎわいづくりに高校生の意見聴取
- ・市中体(中学生)、陸上・水泳・駅伝大会(小学生)に向けての技術指導、合同練習

### (2) 生徒の受け入れ

- ・五高スポーツ教室、五高カルチャー講座の開催(中学生)
- ・市内中学生対象のオープンキャンパス
- ・人工芝グラウンドの体験(小学生) → 遠足等での利用
- ・スクールコットンプロジェクト(市内小学生親子対象)・・・校内で収穫した綿を使用したクリスマスリースづくり

## 3 部活動等に関する連携

### (1) サッカー

- ・高校生と小中学生が互いに学び合い、競技力や技能等の向上を図る、サッカーフェスティバル等の開催

### (2) 弁論

- ・中学生等を招いての「総合的な探究の時間」に関わる成果発表会、コンテスト等への参加や弁論大会の開催

## 4 市内の施設を活用した教育活動の充実に関する連携

- ・高校生単独(または中学生と合同)で市内の施設でインターンシップ等を行う
- ・五條市電子図書館との連携(登録・活用促進等)